

宅地建物取引業者各位

独立行政法人都市再生機構

UR 賃貸住宅のあっせんに係る広告料について

皆様が、別途URが指定した団地をお客様にご紹介いただいた際には、あっせん手数料と併せて「広告料」をお支払いいたします。なお、広告料のお支払いに際しての条件及び広告料ご請求方法等は以下のとおりです。

1 広告料お支払いの条件

- ① UR 賃貸住宅取扱店ステッカーを、店舗内のお客様の目に触れやすい場所に掲示していただくこと。
- ② 「4つのメリット」及び「広告料対象団地一覧表」(オススメする UR 賃貸住宅)を、店舗内のお客様の目に触れやすい場所に掲示していただくこと。
- ③ ①及び②の写真を日付入りで撮影し、広告料請求書類と共に当機構へお送りいただくこと。
※別紙「広告に関する証拠画像について」をご参照ください。

2 広告料ご請求の流れ

- ① 広告料対象団地をお客様にご紹介いただきます。(あっせん業者様)
- ② UR 営業センターまたは UR 賃貸ショップ等において、仮申込を行っていただきます。(お客様またはあっせん業者様)
- ③ 契約する団地の申込書類及びあっせん申込書を、ご契約する UR 営業センターへ提出していただきます。(お客様またはあっせん業者様)
- ④ UR 営業センターにて賃貸借契約を締結していただきます。(お客様)
- ⑤ UR からあっせん手数料及び広告料請求資料をあっせん業者様へ送付いたします。

【UR からあっせん業者様へ送付する書類】

- ・あっせん契約書
- ・あっせん手数料請求書
- ・広告料請求書
- ・覚書

【裏面へ続く】

【表面より】

⑥ UR から送付した⑤の書類の返送に併せて、別紙「広告に関する証拠画像」の写真を、UR に送付いただきます。(あっせん業者様)

⑦ ご指定の口座へあっせん手数料及び広告料をお振込みいたします。(UR)

※⑥の書類が UR に到着した後、概ね1ヵ月程度でお振込みいたします。(日数はご送付いただく時期により多少前後する場合があります。)

※お客様がご契約の住戸の鍵をお受取りになる前に契約解除された場合は、未入居退去となり、あっせん手数料及び広告料をお振込みすることはできませんので、ご了承ください。

3 広告料対象団地

広告料対象団地及びあっせん対象団地を、下記 URL にて公開しております。

URL:https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/assen/info_koukoku/

【QR コード】



4 お問い合わせ先

広告料についてのご質問・お問い合わせは、以下の担当部署までお願いいたします。

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 法人・宅建営業課

TEL 03-5323-3576

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:40 (定休日:土・日・祝日)

以 上